様式第５号（第13条関係）

|  |
| --- |
| 債権譲渡承諾書第　　　　　号　年　　月　　日　　　請負者　　　　　様契約担当者　　　　　　　　　印　　　　　　月　　　日付けで申請のあつた工事請負代金の債権を譲渡することを、次の条件を付し承諾する。１　工事番号及び施工位置２　契約年月日３　工事請負者（債権譲渡人）４　工事請負代金５　譲渡債権金額６　債権譲受人住所、氏名承諾の条件１　債権譲渡の承諾は、確定日付のある債権譲渡通知書（内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもので送付するものとする。）を受領したときから効力を発する。２　工事請負者と譲受者に対する支払の順位は、譲受者が優先する。３　譲受者が２名以上の場合は、確定日付のある債権譲渡通知書の到着順とする。ただし、契約の解除のため精算する場合には、民法（明治29年法律第89号）第332条の規定による。 |